

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 一 號 第 三 十 卷

大正十年七月一日發行

論 叢

利潤の經濟的・道德的性質(一)

法學博士 田島 錦治

營業の租稅給付能力

法學博士 神戸 正雄

進歩か退歩か(一)

法學博士 財部 靜治

農業勞働問題(一)

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達(一)

文學博士 三浦 周行

時 論

直接稅制度の整理に就て

法學博士 小川郷太郎

說 苑

我國農產物生産調査に就て(一)

法學博士 高岡 熊雄

雜 錄

米國一家五口最少生活資調

法學博士 山本美越乃

Luca Paciolo 以前の會計史概要

法學士 大森 研造

家畜保險に就いて

經濟學士 野口 正造

ボルシェヴィズム分解の傾向

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達 (二)

— 兵庫と堺 —

三 浦 周 行

私は前節で鎌倉を例に引いたやうに、こゝでは少しく兵庫の事を説かう。

兵庫が武庫水門・大輪田泊として最も長い歴史を有し、常に國內の要港たるばかりでなく、海外との交通貿易の埠頭であつたことは今更言ふ迄もないところである。平清盛が新島を築いて風濤の害を防がんと圖り、俊乗坊重源も其遺緒を承けて完成に就いてからは、兵庫經島若しくは兵庫島と稱せられる。こゝは兵庫莊なる莊園の地であつた。壽永三年に八條院を本所とした池大納言頼盛の所領に兵庫三箇庄攝津と見えるのは其總稱であつて、後には東西莊に分れ、又上下莊ともいつた。されば普通の場合の如く住民としては攝津國守護の下に地頭もあれば百姓もあつたが、市民の中には、商人が多く、且つ頗る優勢であつた。こゝでは出入の船舶より陸揚もすれば積荷もした關係上、それらの貨物を取扱ふ間又は問屋業者が其主要なるものであつたらう。(問屋に關する事實は足利時代から見える) 此時代の末期に西國往來の船が兵庫に碇泊せないやうになつた時、此地の東西地頭及び領家士民百姓以下遊君等に至る迄が同盟して京都に訴へ出でたこと¹⁾から

1) 吾妻鏡元暦三年四月六日條
2) 東大寺文書所收東大寺八幡宮神人申狀

考へても、兵庫島の盛衰が莊全體に深刻なる影響を與へて、彼等の蹶起を促すに至つたものと看做すべきであらう。

帝都が平安に遷されてから、三國川の開鑿さへ行れて、それが淀川の本流となり、其附近には一州（河尻）渡邊の如き海港もないではなかつたけれども、巨船の碇舶に堪へなかつたに對して、兵庫の優秀なる港灣としての諸條件が如何に近畿中國四國鎮西乃至支那朝鮮の船舶を引附け港灣都市としての殷賑を來したであらう。而かも海波の爲に洗はれて破損し易き石掠は斷えず修築を要した。これに要する經費は升米や津料としては等の兵庫島に出入する上り船・下り船より徴收したのである。升米とは船舶の積載料に依つて賦課する關稅であるから、又石別升米ともいつた。これをも汎く津料といつたが、商船から徴收するものは、其代價に依つて徴收した目錢が即ちそれである。此關稅は港灣の價値保存上の必要經費を得る爲めに、公然其徴收を許され、これを以て所定の事業を遂行しつゝあつたものであるから、收支共に港灣の自治に委ねられて、何等の干渉を受けなかつたのである。然るに是等の關稅の收入が朝廷や幕府の命令に依つて、神社や寺院の或る指定された經費を支辨する爲めに寄附されることゝなつたのは注意すべきであらう。これもとより社寺に對する崇敬の爲めとはいひながら、其收入の比較的確實なるに依ることが多い。

今一二其傍例を調べて見ると、徳治元年には幕府が攝津國三箇津といはれた兵庫・一州・渡邊の三港に於ける商船の津料を京都の八坂法觀寺の釋運上人に管理させたことがある。³⁾ 釋運は恐らく同寺の勸進上人であつたらうと思はれるから、同寺造營の經費に充てしめんが爲めであらう。同じく三年には幕府より淀關の升米の半分を高野山大塔の修營料所として高野山に付せられ、⁴⁾ 延慶二年には院宣に依つて越前國敦賀津の升米を西大寺四王院醍醐寺及び祇園社の修造の爲めに御寄附になつたことがある。⁵⁾ 此種の寄附が此前後から頗に盛んになつたことも注意せねばならぬ。

扱此種の寄附は其目的から考へても解る通り、概ね或る期間に限らるべきであつた。何等其期限を明示してないものであつても、工事の竣功を以て打切らるべきは言ふ迄もないのであるが、前記敦賀津升米の如きは徳治二年から五箇年といふ期限が附されて居たし、淀關升米の如きも、院宣に依つて延慶三年より十箇年間高野山大塔修營料所とせられて居る。一定の期限はあつても、満期後繼續された。それが永續すれば、無期限と同様の結果になるにしても、期限を附するを原則とするに傾いて居たやうである。

升米や目錢の収入も多く、且つ最も確實であつた兵庫が如何にして社寺の注目を免れ得やう。延慶元年に伏見上皇の院宣を以て遂に東大寺八幡宮に寄附されることゝなつた。而かも此寄附は

3) 法觀寺文書

4) 高野山文書又續寶簡集

5) 西大寺文書

種々の點に於て特色を有つて居るから、院宣を左に收めやう。

攝津國兵庫島升米事、永代所^レ寄^二附東大寺八幡宮^一也、於^二島修固^一者、寺家致^二其沙汰^一、以^二餘剩^一可^レ爲^二顯密御願之料所^一、然者西國往反之船、不^レ論^二神社佛寺權門勢家領土貢^一、云^二上船石別升米^一、云^二下船置石^一、任^二先例^一可^レ致^二其沙汰^一之由可^レ有^二御下知^一之由院御氣色所^レ候也、仍言上如^レ件、

延慶元年十二月廿七日

經 親奉

進上東大寺別當僧正御房

追言上

雜船事、任^二傍例^一可^レ致^二沙汰^一之由同可^レ有^二御下知^一、

幕府は旨を承けて六波羅に傳へ、兩六波羅からは、兩使を兵庫に派遣して東大寺の雜掌を關所に置き、其取扱ふべき職務上の規定を定めてこれを揭示したといふ⁽⁶⁾（定^二所務之法^一被^レ立^二懸札^一）此院宣に據ると、兵庫島の升米は石別升米と置石との二つであつた。石別升米は言ふ迄もなく石毎に一升の割合を以て徴收したもので、升米其者である。置石は一に兵庫島の修固料ともいつて、同島の修固即ち修築の經費に充つる名義の關稅の一種である。就中石別升米は上り船から、置石は下り船から徴收するのであつて、正和四年九月十二日附六波羅の御教書に添へた幕府の事

6) 東大寺文書

7) 東大寺文書 正和四年九月日申狀

書に、下り船から一升を取つたとの商人の證言が載せてあるところを見ると、矢張一種の石別升米であつて、名義を代へて徴收をしたに過ぎぬ。苟くも此兵庫島に出入する西國往來の船舶は其積荷が縦し神社佛寺權門勢家領の年貢であつても、此徴收を免るゝことが出來ないのである。而して其東大寺八幡宮に寄附された目的は顯密御願の料所とせらるゝ爲めであつたから、他の造營の場合の如く期限を附すべきではないので、これを永代即ち無期限とし、且つ全收入の半分などゝせず、全部としたのである。同時に此收入を以て支辨すべき修築事業は寺家の所管となり、東大寺は此關稅の收入を以て第一に修築事業の經營を支辨し、其殘餘を寺用に充つべき命を受けたのである、(應長元年)六月十八日の東大寺衆議狀に、攝津國兵庫島津料者、爲三當寺八幡宮顯密御願料所、專捧三社之禮奠、所加三島之修固也とあるは最もよく此津料即ち關稅の目的を明らかにしたものである。

此二稅の外兵庫島の關稅としては商船より徴する目錢があつた。正和二年に東大寺の東塔が雷火の爲めに燒失した時、兵庫神崎渡邊三津に於ける目錢の收入の半額を其修理料所に寄附された⁽⁸⁾これは升米と違つて關稅の半額に限られ、且つ其目的も修理の爲めであつたから、一定の年限を附せられて居たと思はれる。⁽⁹⁾其後元亨元年に同じく東塔の修理の爲め三箇津の商船目錢の半額を寺家に附せられたのは、⁽¹⁰⁾滿別となつた爲めに繼續されたものであらう。是時には寺家に其受くべ

8) 東大寺文書文保元年五月廿一日東大寺訴狀

9) 同元弘二年三月の東大寺訴狀に去正和年中之比東塔雷火之時被寄附彼修理料所之後年記既滿修功事終之刻云々と見える

10) 同嘉曆二年二月十二日繪旨

き目錢の半額を東大寺・東南院・門跡の修理に充つべき附帶命令を受けたのである。それが更に満期となつて東塔の修理も竣功した後、東大寺に於ては尙ほ大佛殿其他の修繕費の不足を告げて居たので、朝廷は嘉暦二年から更に八箇年間大佛殿拂替等の料所として繼續を許さることゝなつたが、是時は年限こそ附されて居たれ、兵庫神崎渡邊三津の目錢は全額に改められ、其四分の一を東南院の修造料とすることも舊の如くであつた。¹¹⁾元弘二年三月の東大寺の訴狀に、此命が勸進方に下されたところを見ると、修造工事に關すること丈に、勸進方の奏請に依つたものであらう。

東大寺は是等の關稅の收支に關する事務に當らせる爲め、寺領の莊園の場合の如く、寺家の雜堂を兵庫島に置いた。これを關務といつたのである。雜堂は希望者から採用したこともある。それには關稅收入の中から月々何程を納附すること、若しこれを怠納した場合罷免（改替）せらるべきことを書いた契約書（請文）を差出させた。此月々の納金は當時月割用途・月配用途・月宛用途などゝ稱して居たものであつて、一種の請負であるから請口ともいつた。

兵庫島の關稅が逃船・漏船・落船・其他の忌避者が無いではなかつたにも拘らず、頗る有利であつたことは此後升米については東大寺と興福寺と、目錢について住吉社との間に激烈なる爭奪の行はれたことでも知れやう。

中世の初期の都市は是等の理由に依つて次第に新生面を開かうとしたものゝ其進歩は尙ほ頗る

11) 東大寺文書嘉暦二年十二月繪旨

遅々たるを免れなかつた。然るに南北朝時代から室町時代の初期にかけて内外の形勢が地方都市の發達を促し、中世末期に於ける都市隆興の機運を胚胎したのである。堺の如きは其代表的なるものと謂はねばならぬ。

堺が港灣として始めて記録に上つたのは南北朝時代の初期からであつた。當時は近畿地方に於ける魚介の大市場で従つて有力なる魚問屋のやうなものもあつたらしく思はれ、建武四年(南朝の延元二年)には是等の漁商(堺浦魚貝賣買輩)が南朝に内通の嫌疑を蒙つて武家側の和泉國守護細川顯氏から其營業を停止されたことがある。¹²⁾是時の幕府の御教書に據ると、彼等は奈良の春日社を本所として居つたと見える。然るに攝津國住吉社文書には延元々年以前から同國堺莊地頭及び領家職が同社々家の知行であつたのを安堵されて居る。¹³⁾堺は北莊と南莊とに分れて北莊は攝津に南莊は和泉に屬して居たから、攝津國堺莊といへば、其北莊なること言ふ迄もなく、前の堺浦は和泉の國で南莊であつた。其南莊も後には住吉領となつたことが正平八九年頃の文書に見えて居る。

住吉社は後醍醐天皇の殊の外御崇敬に相成つた神社であつて、後村上天皇の行宮もここに置かれ、天皇はここに崩御あらせられた程であるから、其社領であつた堺浦の市民が南朝に忠誠を抽んでたのも決して理由のないことではない。併しながら武家側の守護があつたのにも拘らず、吉野に内應した市民のあつたことは、此從屬關係以外に於て市民の間に自主的觀念の旺盛であつ

12) 南行雜錄所收建武四年六月十一日足利尊氏御教書
13) 住吉社文書延元々年四月二十三日後醍醐天皇綸旨

たことを證據立てるものとして注意すべきであらう。

當時堺に多くの船舶が出入しつゝあつたことは和泉國堺浦が北朝の應安六年から三年間、攝津國堺浦が永和二年から又三年間、各其船舶の目錢を東大寺八幡宮の修理料に寄附された事實が間接にこれを物語つて居る。

東大寺八幡宮修理料所事、和泉國堺浦泊船目錢、限三ヶ年一所被_レ付_二其足_一也、急速可_レ被_レ終_二成功_一、者新院御氣色如_レ此、仍執達如_レ件、

應安六年五月九日

惟通上人御房¹⁴⁾

參議 嗣房

堺南莊若しくは北莊の浦丈の目錢の收入を以て一社の修理費を支辨し得たとすれば、少からぬ額に達したことと思はれ、延いては堺の殷賑と市民の富力とを偲はせるものである。

これ堺が左迄遠らぬところに奈良や京都の如き大きな消費的都市を控へて居り、それらの地方との交通聯絡が當時としては比較的に便利であつたといふ地勢上の形勝に依ること勿論であつたが、此外に又戦争の影響に缺つことの多かつたことをも注意すべきであらう。吉野を都と定められた南朝は其同情者が全国各地に分布して居たけれども、最も根強い分野はといへば、前後を通じて東は關東から東北地方西は四國から鎮西方面にあつた。而かも陸上の交通は敵の脅威を受け、殆ど麻痺の状態であつたから、海上の聯絡を取るの餘儀なき必要を感じたが、幸ひ吉野に近き

熊野の海賊は南朝の同情者であつたのみならず、淡路・伊豫等瀬戸内海の小島にも南朝に忠勤を抽んでるものが少しとせなかつたから、南朝は彼等を利用して、東西の聯絡を保つに力めたのである。是時に當つて、南伊勢は南朝の元勳たる北畠氏の知行國であつたから、その大港（神社港）を以て東國に對する埠頭としたが、和泉は攝津河内と共にこれも南朝の忠臣たる楠木氏の勢國となつて居り、加ふるに堺市民の同情が吉野にあつたので、これを以て西國に對する埠頭に充てたのは何れも自然の成行であらう。

されば堺が港灣としては、寧ろ新進でありながら、頗に其盛名を馳せるやうになつたのは主として南朝に利用されることとなつてからである。南朝のこれを利用される間は幕府の不利申す迄もない。此故に兩勢力の爭奪戰が屢繰返され、これが爲めに多くの犠牲を拂はせられたに相違ないけれども、根が利に敏い市民の事であるから、巧に其間に斡旋したものと見えて益繁榮を加へ、守護所の所在地ともなつて事實上和泉一國の首府であつた。當時の堺の戸數については應永六年一萬戸あつたと書いた記録がある。¹⁵⁾もとより大數を擧げたに過ぎないけれども、略其戸數や人口を思ひ浮べることが出來やう。彼等市民の中には富豪の數も少らずあつたであらうが、南朝の正平十九年に有名な正平版論語を上梓した堺浦道祐、北朝の嘉慶二年に高野山奥院を一手に修理した和泉堺の萬代屋も¹⁶⁾恐らく其一人であつたらうと思はれる。北朝の應安元年に五燈會元を刊行したのも堺南莊の僧彦貞であつた。彼れは廣く衆縁を化して終に此美事を成すといつて居るから、

15) 應永記

16) 高野春秋

17) 五燈會元跋

もとより獨力で行つた譯ではない。けれども、彼れが堺の人であつた丈に、又堺が富豪の淵藪と思はるゝ丈に、彼れの募縁に應じた人々の中には必ず堺の市民が多かつたであらう、或は堺の市民のみであつたかも知れぬ。此くの如く戦亂の際射利一偏の市民の間に佛書や經書の出版の如き文化的事業が起つて居たことは日本の文化史上から考へても一異彩である。堺の市民間に此種の圖書や事業に理解のあつたのは驚異に値する事であつて、又堺なる新興都市の文化の程度を卜すべき羅針盤とすべきである。

それにつけても私は當時の堺の自治状態を知りたいのであるが、これを徴すべき材料の未だ手に入らぬを遺憾とするものである。只大内義弘が和泉國守護として堺に守護所を置いて居た時分に其家臣平井備前入道が此處は當方の管領として非義非法を致さない爲め土民も喜悅の眉を開いて聊も御方違背の心あるべからずといつたに徴して、¹⁸⁾ 少くも大内氏の堺市民に對する政策として市政は其自治に任せられたことを察せられるのである。これ獨り大内氏ばかりでなく、前に和泉國守護として堺に居つた山名氏清も亦楠木氏も同様であつたらう。新開地丈に開拓の功ある居住民の勢力頗る旺盛であつたから、守護もこれに向つて、容易に干涉の手を加へることを敢てせなかつたであらう。細川顯氏が一部市民の營業を停止したるが如きは其除外例であるけれども、これとて其結果は豫想外に支障を生じて上司の解除命令に遭ひ、結局市民の勝利に歸したのである。これを以て觀ても市民の勢力の根柢が意外に深かつたことを證明すべきであらう。